



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 特定計量器の定期検査（消費・くらし安全課） 1
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課） 2
- 民有保安林の指定の予定（森林管理課） 3
- 民有保安林の指定（森林管理課） 3

公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出（中小企業支援課） 3
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 4
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 6
- 開発行為に関する工事の完了・2件（中部土木事務所） 6

公安委員会事項

- 機械警備業務管理者講習の実施 7

告 示

沖縄県告示第309号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成29年6月2日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
久米島町	平成29年7月4日（火曜日）午後2時から午後5時まで	久米島町役場仲里庁舎
	平成29年7月5日（水曜日）午前9時から正午まで	具志川農村環境改善センター
恩納村	平成29年7月11日（火曜日）午前11時から午後3時まで	恩納村ふれあい体験学習センター
渡嘉敷村	平成29年7月13日（木曜日）午後1時から午後3時まで	渡嘉敷村中央公民館
座間味村	平成29年7月19日（水曜日）午後1時から午後3時まで	座間味村離島振興総合センター
	平成29年7月20日（木曜日）午前9時から正午まで	座間味村字阿嘉島離島振興総合センター
本部町	平成29年7月26日（水曜日）午前11時から午後3時まで	本部町営市場
金武町	平成29年8月1日（火曜日）午前11時から午後3時まで	金武町立中央公民館
宜野座村	平成29年8月2日（水曜日）午前11時から午後3時まで	宜野座区事務所

伊江村	平成29年8月9日（水曜日）午後1時から午後3時まで	伊江島はにくすに
名護市	平成29年8月15日（火曜日）午前11時から午後3時まで	名護市久志支所
	平成29年8月16日（水曜日）午前11時から午後3時まで	名護市民会館
	平成29年8月17日（木曜日）午前11時から午後3時まで	名護市羽地支所
粟国村	平成29年8月22日（火曜日）午後1時から午後3時まで	粟国村離島振興総合センター

注意 検査時間のうち、正午から午後1時までの時間については、検査を行わない。

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査 実施なし

沖縄県告示第310号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり福東土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年6月2日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	平良盛栄	宮古島市城辺字福里1786番地
理事	伊良部秀隆	宮古島市城辺字福里1814番地4
理事	洲鎌安司	宮古島市城辺字福里377番地5 福里団地B—302
理事	饒平名辰雄	宮古島市城辺字福里1788番地
理事	平良廣市	宮古島市城辺字福里1467番地2
理事	与那覇明弘	宮古島市城辺字福里1466番地2
理事	高江洲明夫	宮古島市平良字東仲宗根43番地2
理事	本永静子	宮古島市城辺字福里1139番地
理事	与那覇金市	宮古島市城辺字福里1462番地
理事	高江洲良孝	宮古島市平良字東仲宗根907番地2
監事	洲鎌亘	宮古島市城辺字福里384番地2
監事	福里吉光	宮古島市城辺字福里1293番地16

任期 平成29年4月25日から平成32年4月24日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	平良盛栄	宮古島市城辺字福里1786番地
理事	伊良部秀隆	宮古島市城辺字福里1814番地4
理事	洲鎌安司	宮古島市城辺字福東377番地5 福里団地B—302
理事	饒平名辰雄	宮古島市城辺字福里1788番地
理事	平良廣市	宮古島市城辺字福里1467番地2

理事	与那覇明弘	宮古島市城辺字福里1466番地2
理事	高江洲明夫	宮古島市平良字東仲宗根43番地2
理事	本永静子	宮古島市城辺字福里1139番地
理事	与那覇金市	宮古島市城辺字福里1462番地
理事	高江洲良孝	宮古島市平良字東仲宗根907番地2
監事	洲鎌亘	宮古島市城辺字福里384番地2
監事	福里吉光	宮古島市城辺字福里1293番地16

沖縄県告示第311号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成29年6月2日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定予定保安林の所在場所 名護市字世富慶高喜納原801番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第312号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成29年6月2日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 保安林の所在場所 名護市字世富慶前平原621番・622番・624番・625番・631番・633番・634番（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、626番
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があつ

た。

なお、関係書類は、平成29年6月2日から同年10月2日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び与那原町観光商工課において縦覧に供する。

平成29年6月2日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 届出年月日 平成29年4月28日

2 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) サンエー板良敷店 与那原町字板良敷613番地の3ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役 上地哲誠
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役 上地哲誠
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成30年5月15日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,009平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 102台
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び与那原町観光商工課において縦覧に供する。)
- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 16台
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び与那原町観光商工課において縦覧に供する。)
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 84平方メートル
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び与那原町観光商工課において縦覧に供する。)
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 75立方メートル
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び与那原町観光商工課において縦覧に供する。)
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時、閉店時刻 翌日の午前零時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から翌日の午前零時30分まで
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口2か所、出口2か所、出入口の位置 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び与那原町観光商工課において縦覧に供する。)
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成29年6月2日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 (1) 処分をした年月日 平成28年10月17日

(2) 商号名 ヒコ企画

(3) 代表者名 仲宗根武彦

(4) 所在地 本部町字健堅389番地

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25)第12368号

- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年9月26日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成28年10月17日
- (2) 商号名 伊志嶺組
- (3) 代表者名 伊志嶺始
- (4) 所在地 浦添市安波茶三丁目25番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26) 第11534号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年9月27日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成28年10月17日
- (2) 商号名 比屋根組
- (3) 代表者名 比屋根朝光
- (4) 所在地 うるま市勝連平安名702番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26) 第11662号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年9月27日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成28年10月20日
- (2) 商号名 株式会社三和土建
- (3) 代表者名 福里政彦
- (4) 所在地 浦添市牧港一丁目61番8号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-24) 第1044号、沖縄県知事 許可(般-24) 第1044号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年9月27日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 平成28年10月20日
- (2) 商号名 有限会社新垣産業
- (3) 代表者名 新垣明
- (4) 所在地 南風原町字宮城231番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第4822号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年10月7日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6 (1) 処分をした年月日 平成28年10月20日
- (2) 商号名 比嘉組
- (3) 代表者名 比嘉新吉
- (4) 所在地 浦添市西原二丁目18番8号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第10202号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年10月7日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7 (1) 処分をした年月日 平成28年10月20日
- (2) 商号名 有限会社砂川興業
- (3) 代表者名 砂川健
- (4) 所在地 石垣市字真栄里257番地10
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第7623号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 平成28年10月11日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成28年10月20日
- (2) 商号名 有限会社三喬建設
- (3) 代表者名 山内昌博
- (4) 所在地 那覇市おもろまち4丁目13番27号2階
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第4301号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年10月13日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成28年10月20日
- (2) 商号名 有限会社宮里電気
- (3) 代表者名 宮里徳彦
- (4) 所在地 名護市字田井等391番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第2056号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年10月14日付けで、建設業法第12条に基づき消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成28年11月4日
- (2) 商号名 有限会社協建
- (3) 代表者名 當眞榮一
- (4) 所在地 中城村字伊舎堂351番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-24)第8298号、沖縄県知事 許可(般-24)第8298号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年10月12日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年6月2日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年8月30日 沖縄県指令土第681号、平成29年5月2日 沖縄県指令土第400号(変更)
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 与那原町字与那原友利原1282番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字内間411番地の2 県営内間団地6棟304号 大城秀樹、西原町字内間411番地の2 県営内間団地6棟304号 大城貴子
- 5 検査済証番号 平成29年5月23日 第4373号
- 6 工事完了年月日 平成29年5月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年6月2日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年9月12日 沖縄県指令中土第1051号、平成29年3月31日 沖縄県指令中土第1285号(変更)
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字翁長運堂原700番1
- 3 公共施設 なし

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字我謝695番地の2ハイムハピネス302号 天願匠、西原町字我謝695番地の2ハイムハピネス302号 天願弥生
- 5 検査済証番号 平成29年4月14日 C第317号
- 6 工事完了年月日 平成29年3月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年6月2日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年7月29日 沖縄県指令中土第613号、平成28年10月13日 沖縄県指令中土第1084号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字北浜検地原328番8及び328番9
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市赤嶺2丁目3番地1 Fステージ赤嶺ステーション602 新垣悟
- 5 検査済証番号 平成29年5月2日 C第318号
- 6 工事完了年月日 平成29年4月25日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第101号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号の規定による機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成29年6月2日

沖縄県公安委員会

1 講習期間等

区 分	講習期間	時 間	場 所
機械警備業務管理者講習	平成29年7月11日（火曜日）から同月13日（木曜日）まで	午前9時から午後5時（平成29年7月13日にあつては、午後3時）まで	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 第5教室
	【考査】7月13日（木曜日）	午後3時25分から午後5時5分まで	

2 受講定員 25人

3 受講対象者 法第2条第5項の業務に係る講習の受講を希望する者とする。

4 受講申込手続等

- (1) 受講申込み 講習を受けようとする者は、機械警備業務管理者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）に必要な事項を記入するとともに、当該受講申込書に写真（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真）を貼付し、(2)の提出先に提出するものとする。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。
- (2) 提出先
- ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
- イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
- (3) 受付期間 講習の受付期間及び受付時間は、平成29年6月5日（月曜日）から同月9日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期

間内であっても受付を締め切ることがある。

- (4) 受講手数料 手数料38,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

5 その他

- (1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。
- (2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。
- (3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号 (098) 862-0110 (内線3032又は3034) 又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課 (係)

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--